

ご協力ありがとうございます。

# 災害時協力井戸 の手引き

- ① 災害時協力井戸とは？
- ② 普段から気を付けて  
いただきたいこと。
- ③ いざ、災害が起きたら！
- ④ 利用される、みなさまへ！



# 1 災害時協力井戸とは？

高槻市では、大規模な災害が発生し、水道が断水したとき、近隣被災者の方々に、トイレや洗濯に使う生活用水として、井戸水を提供していただける井戸を『災害時協力井戸』として登録しています。 ※飲料水としての提供ではありません。

登録井戸には、このプレートを掲示いただいています。



- 高槻市ホームページに登録井戸の情報を掲載しています。
- 災害発生時には、必要に応じて登録名簿の閲覧などにより、井戸情報の提供を行います。

## 2

### 普段から気を付けていただきたいこと。

◎ 井戸とその周辺は整理し、清潔に保ちましょう。

◎ 井戸蓋の破損や揚水ポンプの故障等がないか、定期的に点検しましょう。



◎ 長い間、使っていない井戸では、井戸水が濁ることがあります。日頃から、散水などに井戸水を使うよう心がけましょう。

### お願い

登録内容に変更が生じましたら、お手数ですが、危機管理室まで連絡をお願いします。

#### 例えば

- ・転居、売買等のため、登録を解除したい。
- ・工事のため井戸を埋めてしまった。
- ・井戸水が枯れてしまった。等

### **3** いざ、災害が起きたら！

- ◎ **井戸の状況や周囲の安全（隣接する建築物や塀等の構造物の倒壊等）を確認し、協力できる範囲内で、自主的に井戸水を近隣被災者の方々に提供してください。**

※ 災害発生時は、まずはご自身やご家族の安全を確保し、その後、家財等の状況を確認してください。

- ◎ **井戸水を提供していただく場合、特定の利用者に偏ることなく、公平に井戸水の提供をお願いいたします。**

- ◎ **井戸水を提供していただく場合、飲料用として提供しているものでない旨をお伝えください。**

※ 地震等により、水質が変動している可能性があります。井戸水は、トイレや洗濯用水としてご提供ください。

- ◎ **地震等により、井戸等が被害を受け、井戸水の提供が困難な場合は、登録プレートを取り外し、危機管理室までその旨を連絡してください。**

## 4 利用される、みなさまへ!

井戸水の提供は、井戸設置者（提供者）の善意により行われています。提供について、義務を負うものではありません。

井戸水の提供を受ける場合、以下の事項についてご理解ください。

① **井戸水の提供は、震災等の大規模災害の発生時のみです。**

水道工事等による一時的な断水時等では利用できません。

② **状況により、井戸水を提供できない場合があります。**

災害により、井戸が壊れた場合や停電によりポンプが使用できない場合等、井戸設置者（提供者）が井戸水の提供を制限又は中止する場合があります。

③ **井戸水は飲料水としての提供ではありません。**

トイレや洗濯用水等、生活用水として利用してください。（飲用禁止）

④ **特定の利用者に多量に提供することはできません。**

⑤ **井戸水を運ぶ容器は、利用者でご用意ください。**

持ち運びも、原則、利用者が行ってください。

⑥ **井戸設置者（提供者）の責任の免除**

井戸水の提供を受けた結果、井戸設置者（提供者）の故意または重大な過失でなく、利用者の身体及びその所有する物品に被害が生じた場合、提供者がその責任を負うことはありません。

また、市も設置状況や水質を担保しておりませんので、利用者自身の責任において利用してください。

**引き続き、みなさまのご協力を、よろしくお願いいたします。**

**高槻市危機管理室** 令和7年3月発行

〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号 TEL072-674-7314

ホームページアドレス <https://www.city.takatsuki.osaka.jp>